

Q & A

目次

- ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待のとりえ方に関する Q & A 1～3
- ・ 養介護施設従事者の定義に関する Q & A 4
- ・ 守秘義務、個人情報保護、通報者保護に関する Q & A 5～6
- ・ 事実確認に関する Q & A 7～9
- ・ 調査結果に対する養介護施設・事業所からの要求等に関する Q & A 9

〔身体的虐待〕

Q1： ベッドに三点柵を付けることは、身体拘束にあたるか。

A1： 身体拘束は柵の本数によるものでなく、「利用者の行動を制限する行為」に該当するか否かで判断します。「利用者の行動を制限する行為」は利用者の心身の状況によって異なるものであるため、利用者またはその家族、介護を行う者の話し合いによって判断することになります。身体拘束は、適切な手続きを経たうえで緊急やむを得ない場合で一時的なもののみが認められています。

Q2： 認知症のある高齢者本人の同意によって身体拘束を行っている場合には、虐待に該当しないと考えてもよいか。

A2： 本人の判断能力の程度によらず、本人、家族や成年後見人等の同意のみによる身体拘束は虐待に該当します。したがって、本人が認知症の場合においても、緊急やむを得ない場合の3要件を満たし、かつ、手続き上の手順が適正に取られているかを確認することが必要です。

Q3： 徘徊のリスクのある一人暮らしの認知症高齢者が訪問介護を利用している。高齢者の安全を守るため家族とも相談し、同意を得た上で、訪問介護員が帰宅する際に、玄関につっかえ棒をして高齢者が外出できないようにしているが、これは高齢者虐待に該当するか。

A3： 身体拘束の具体例 (p98) の中には「⑩自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。」が含まれており、高齢者を外出できないよう閉じこめる行為は身体拘束に該当するものと考えられます。

〔介護・世話の放棄・放任〕

Q4： 第2条第5項の虐待の定義において、「介護・世話の放棄・放任」及び「心理的虐待」については「著しい」という限定がなされているが、これはどういう意味か。

A4： ここにおける著しいとは、介護・世話の放棄・放任が不作為であり、心理的虐待は主観的な内容を含むものであるため、外形的に虐待と判断しにくいことから、「著しい」とし、不適切な介護との区別を行う趣旨です。したがって、誰が見ても疑う余地のない程度の重い結果が生じているものを指すというのではなく、外形上、軽微なもののように見えても、それが日常的または継続してなされたり、複数の行為が重なってなされたような場合で、高齢者の生命、身体、精神に影響を及ぼす場合には「介護・世話の放棄・放任」、「心理的虐待」と判断すべきです。

Q5： 面会に来た家族が本人に暴言や暴力をふるったりすることで、本人が身体的精神的に被害を受けているにもかかわらず、施設側が何ら対応をとらない。施設側の対応は高齢者虐待に該当するか。また、家族が本人の資産や年金を流用しているのを発見した場合はどうか。

A5： 面会に来た家族の暴言や暴力を発見した養介護施設従事者等は、まず本人の安全を確保する手立てを講じる必要があり、そうした対応がなされない場合は、職務上の義務を著しく怠ったとして「介護・世話の放棄・放任」に該当します。

家族が本人の資産や年金を流用することは養護者による虐待に当たりますので、それを発見した場合は、第7条により速やかに市町村に通報しなければなりません。

Q6： 同僚の虐待行為を知った職員が、誰にも報告せず、その行為を放置した。この行為は、介護・世話の放棄・放任に該当するか。

A6： 同僚の虐待行為を放置した職員の対応も、職務上の義務を著しく怠ったとして「介護・世話の放棄放任」に該当します。

施設内で同僚が虐待行為を行っているのを発見した場合、本人の安全を確保する手立てを講じる必要があります、それとともに、第21条第1項により速やかに市町村に通報しなければなりません。施設内虐待は外部から見えにくく、お互いにかばい合いをすることを防ぐ趣旨からも、この規定は、同一施設・事業所の中で虐待行為が発見された場合、身体・生命に危険が及んでいるかを問わずに、通報義務が定められています。市町村としても、広報・研修等を通じた積極的な啓発活動により、養介護施設従事者等に対して、虐待を発見したら迷わずに通報するように促す取り組みが必要です。

〔心理的虐待〕

Q7： 心理的虐待の「著しい心理的外傷」をどのようにとらえたら良いか。

A7： ①高齢者虐待防止法は、心理的虐待については「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動」と規定していますが、養介護施設従事者等の言動を高齢者本人が嫌がっていれば、本人を基準として心理的虐待と判断できます。セクシャルハラスメントにおいてはその被害を受けた当事者が嫌がっていれば、セクハラと判断する流れができつつあります。

また、本人の判断能力が低下していて、主観的に意思表示できなくても、客観的に見て問題のある行為であれば、心理的虐待と判断できます。

②職場におけるハラスメント行為が使用者の債務不履行や不法行為として、損害賠償義務が生じる要件としては、「精神障害を発症させる程度に過重」であることが必要との判例もありますが、高齢者虐待防止法が定める「虐待」にあたるか否かは、高齢者本人がその人らしい生活を送る権利を侵害されていないかという観点から判断されるものです。したがって、「心理的虐待」として判断するには、「精神障害を発症させる程度に過重」であることまでは必要ありません。

参考：(千葉家庭裁判所松戸支部審判・平成16年(家)第151号・審判期日16年6月16日)
児童福祉法上の措置権行使の判断でも、「死んでしまえ」などと怒鳴る行為と不安症状の出現との因果関係を客観的に認定しています。

Q8： 施設側の都合で、利用者の臥床・離床・起床等を強制的に行うことは虐待に該当するのか。

A8： 利用者の意向を無視したり、状態を考慮しなかったりする介護が、利用者の尊厳を傷付け、意欲や自立心を減退させる場合は、心理的虐待に該当すると考えられます。



〔経済的虐待〕

Q9： サービス利用者に対して、事業所に金銭を寄付・贈与するような契約書が作成され、それが実行された。経済的虐待に該当するか。

A9： サービス利用者の判断能力の程度や動機により、経済的虐待に該当するかどうかは異なります。

サービス利用者に判断能力があり、その真摯な意思に基づいて、事業所に金銭を寄付、贈与する契約を締結した場合には、経済的虐待と判断するのは困難です。しかし、判断能力があっても例えば施設に世話になっているから断りにくい、断ると不利益があるかもしれないと考え、やむを得ず契約した場合には真摯な意思の発現とは言えず、したがって経済的虐待に該当することもあります。

なお、寄付、贈与をすることの意味を理解するだけの判断能力がない場合、その意思に基づいて寄付、贈与することは不可能なので、寄付、贈与の契約を締結させることは経済的虐待に該当します。

Q10： 養介護施設従事者等が利用者の金銭を私的に預かり使用することは、業務の範囲外のため経済的虐待には当たらないか。

A10： 第2条第5項には、「業務に従事するものが・・・」と規定されており、サービス・業務の範囲かどうかは関係ありません。法による立入調査や刑事事件としても検討が必要です。

〔虐待と犯罪との関係〕

Q11： 虐待と犯罪の関係はどのように捉えたらよいか。

A11： 虐待は極めて重大、悪質な権利侵害で、虐待が刑法等の犯罪に該当する場合もあります。

ただし、市町村や都道府県が行う虐待対応は、高齢者の権利利益の擁護を目的に高齢者虐待防止法に基づく事実確認や権限行使を行うものであり、警察の行う犯人・犯行の捜査や処罰を目的とした刑法の適用とは目的も手法も異なるものです。しかし、極めて悪質な虐待の場合は、警察との連携が必要になることもあります。

参考として、虐待の種類と刑法の規定する犯罪の関係を例示します。

【身体的虐待】

殺人罪（刑 199 条）傷害罪（刑 204 条）傷害致死罪（刑 205 条）暴行罪（刑 208 条）業務上過失致死傷罪（刑 211 条）逮捕・監禁罪（刑 220 条）など

【介護・世話の放棄・放任】

保護責任者遺棄罪（刑 218 条）遺棄致死傷罪（刑 219 条）など

【心理的虐待】

脅迫罪（刑 222 条）強要罪（刑 223 条）名誉毀損罪（刑 230 条）侮辱罪（刑 231 条）など

【性的虐待】

強制わいせつ罪（刑 176 条）強姦罪（刑 177 条）準強制わいせつ罪、準強姦罪（刑 178 条）など

【経済的虐待】

詐欺罪（刑 246 条）恐喝罪（刑 249 条）横領罪（刑 252 条）業務上横領罪（刑 253 条）など



〔サービス付き高齢者向け住宅〕

Q1： 「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成 23 年 4 月 27 日成立）」によりサービス付き高齢者向け住宅として登録された有料老人ホームの職員による虐待については、養護者による高齢者虐待として対応するのか。

A1： サービス付き高齢者向け住宅として登録された住宅であっても、老人福祉法に定める有料老人ホーム（都道府県に対する届出の有無にかかわらず）に該当するのであれば、その職員による虐待は「養介護施設従事者等による高齢者虐待」として対応します。該当しないサービス付き高齢者向け住宅であれば、「養護者による高齢者虐待」として対応します。

〔介護保険外の独自サービス〕

Q2： 介護保険施設・事業所が、保険外の独自サービスを提供している最中に高齢者虐待が疑われる事案が発生した。この場合には、養介護施設従事者等による高齢者虐待として対応するのか、それとも養護者による高齢者虐待として対応するのか。

A2： この場合は、当該介護保険施設・事業所は法の規定する養介護施設・事業所であり、その従事者による虐待該当行為ですので養介護施設従事者等による高齢者虐待として対応します。

養介護施設従事者等による高齢者虐待として対応すべきか、養護者による高齢者虐待として対応すべきかは、以下の区分で整理します。なお、養護者による高齢者虐待として対応する場合は、立入調査などを適切に行い、高齢者の安全確保に努める必要があります。

虐待が疑われる行為が発生したサービス	虐待対応の区分
養介護施設・事業所の従事者による法定サービスでの虐待 (例：介護保険内のサービス)	養介護施設従事者等による高齢者虐待
養介護施設・事業所従事者による法定外のサービスでの虐待 (例：介護保険施設のショートステイを自費で利用した場合など)	養介護施設従事者等による高齢者虐待
養介護施設・事業所に該当しない事業所の従事者による虐待	養護者による高齢者虐待

〔医療機関における高齢者虐待への対応〕

Q3： 介護療養型医療施設ではない医療機関に入院中の高齢者が虐待を受けた疑いがある場合、どのような方法で対応すればよいか。

A3： 医療機関において虐待が疑われる通報等を受け付けた市町村は、医療法第 25 条の都道府県知事等による対応を求める必要があるため、都道府県等担当部署に連絡します。

例えば、身体拘束に関して医療法では規定はありませんが、精神障害者については精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 37 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（昭和 63 年 4 月 8 日厚生省告示第 130 号）に身体拘束に関する基本的な考え方として、以下のようになっています。

(1)身体拘束は、制限の程度が強く、また、二次的な身体的障害を生ぜしめる可能性もあるため、代替方法が見出されるまでの間のやむを得ない処置として行われる行動の制限であり、できる限り早期に他の方法に切り替えるよう努めなければならないものとする。

〔通報者の保護〕

Q1： 通報者から、小さな事業所のため、通報者が特定され解雇される恐れがあるので、通報のみで事実確認を行わないで欲しいと依頼をされた場合、どうしたらよいか。

A1： 通報者に第21条第7項（養介護施設従事者等は第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。）、第23条の守秘義務（通報・届出をしたものを特定させるものを漏らしてはならない。）があることを説明し、協力を依頼します。

高齢者の安全の確保を優先するため、市町村として事実確認を実施する必要があること、その際通報者が特定されないよう万全の注意を払うことを通報者に伝えます。

Q2： 施設が通報した職員を個人情報の漏洩、その他職務上の問題があったという理由で処分した。自治体は、施設が行った当該職員への処分に対して、対応できることがあるか。あるとしたらどのような対応が可能か。

A2： ①虐待と認められた場合

通報が事実で、虐待があったと判断された場合は、通報した従事者に対し、処分を行うことは不利益処分の禁止に該当し許されないことです。

ただし、自治体は養介護施設・事業所に対し、当該処分が不適切であったとして、そのような処分を行うことは法律の定める不利益扱いの禁止に反し違法であることを助言・指導することは可能ですが、それを超えて、当該処分を取り消す権限はありません。

②虐待は認められなかったが、通報に過失がなかった場合

この場合も①と同様の対応になります。

③通報内容が過失の場合

養介護施設従事者等は虚偽もしくは過失による通報を行った場合には、高齢者虐待防止法による守秘義務違反の免責、不利益取扱いの禁止の適用を受けることはできません。したがって、その場合、養介護施設・事業所が同従事者に対し、その行為に対して、就業規則に定める処分を行った場合に、同施設・事業所と同従事者との間でその処分の相当性や効力について別途問題になるとしても、自治体が、養介護施設・事業所に対して何らかの対応を行うことにはなりません。

Q3： 事実確認の結果、虐待は認められなかった。施設から「虚偽の通報だから個人情報保護の対象にならない。誰が通報したか教えて」と言われた。通報等が虚偽又は過失だった場合、市町村、都道府県職員の通報者等に関する秘密保持義務（第23条）もなくなるのか。

A3： 第23条の自治体職員の秘密保持義務は、第21条の養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報一般に及ぶものです。事実確認の結果、虐待の事実が認められず、また、その通報等が虚偽又は過失に基づくものであった場合でも、自治体が養介護施設・事業所に対して通報者を教えてよいことにはなりません。



〔警察への情報提供〕

Q4： 警察から捜査のために通報者の個人情報やこれまでに集めた情報を提供してほしいと言われた。どうしたらよいか。

A4： ①通報者の個人情報に関して

高齢者虐待防止法第 23 条は、自治体が、通報者を特定させるものを漏らしてはならないと定めているので、強制捜査（令状のある捜査など）に基づくものでない以上、事実確認実施の前後にかかわらず、基本的には本人の同意のない限り、警察に通報者の情報を提供することは許されないと解されます。

②収集した情報について

自治体に対する警察からのこのような要請は、刑事訴訟法第 197 条第 2 項の「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」との条文に基づくものですから、個人情報保護法第 23 条第 1 項第 1 号の法令に該当すると解され、本人の同意なく個人情報を第三者提供することが認められます。

ただ、警察からのこのような要請は、物理的な強制力を持つ強制捜査でもなく、また、特に罰則が定められているものではありません。虐待かどうか疑いの段階（事実確認実施前）では、警察への資料提供はすべきではないでしょう。警察への資料提供は、少なくとも、事実確認を実施して、虐待の有無、事案の軽重等を確認したうえ、その当否を判断すべきであって、手続的にも、警察に対して捜査関係事項照会書による照会を求めるべきものと考えます。

〔高齢者虐待防止の周知・啓発〕

Q5： 自治体が、養介護施設従事者等に対して、高齢者虐待に関する周知・啓発を行う際に、どのようなことに配慮して説明する必要があるか。

A5： 養介護施設・事業所における高齢者虐待については、実態に比べて通報件数の少ないことが指摘されています。自治体が養介護施設従事者等からの通報等の周知・啓発を行うにあたっては、通報先の窓口とともに通報者保護についても周知することが最も重要になります。

養介護施設・事業所で虐待が生じた場合、これを最も早く知りうるのは、当該養介護施設・事業所の従事者等です。しかし、現実問題として、従事者としては、自らの施設・事業所内で発生した虐待事案を通報することについて躊躇することが想定されます。また、通報者としては、通報することにより、守秘義務違反の責任を問われたり、解雇その他の不利益処分を受けるおそれがあったのでは、萎縮し、積極的な通報は期待できません。

そこで、自治体としては、通報者保護（第 21 条第 6 項・7 項）についても積極的に周知、啓発し、養介護施設従事者等による積極的な通報がなされるようにする必要があります。（資料一覧 p7 法の解説「通報者の保護と『過失』による通報について」参照）

Q1： 事前連絡をせずに事実確認のため養介護施設・事業所を訪問したら、「責任者が不在のため対応できない」と言われた。どのように対応すればよいか。

A1： 事実確認の第一の目的は当該高齢者の安否確認・安全確保であり、養介護施設・事業所の管理者への面接ではありません。あくまで高齢者への権利侵害があるかどうかを、早急に客観的な事実に基づいて確認し、権利侵害があれば権利の救済を図るために行うものです。そのため、責任者が不在として調査を拒否された場合、通報等の内容が、現に、差し迫って高齢者が危険な状態にあるという場合には、ただちに監査（立入検査等）に切り替えて調査を行います。いずれにしても、一度調査を拒否されたからといって、通報等を放置し、虐待対応を行わないというようなことがあってはなりません。

Q2： 虐待を行ったと思われる職員がすでに退職している（同じ仕事をしているが、別の施設にいる／別の仕事に就いている／他県にいる）場合、当該（元）職員に対し、事実確認を実施する必要があるか。

A2： 市町村は、通報等があった場合、高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るために事実確認を行い、虐待の有無を認定する必要があります。このためには、虐待を行ったとされる当該職員からの事実確認は事実を認定する上での重要な調査項目の一つとなります。したがって、当該職員が既に退職しているから当然に調査を実施しなくてもよいことにはなりません。当該職員が既にその施設・事業所を退職している場合であっても、調査時点で、その職員の所在を確認するなどして、その職員に対しての調査を行うことを検討すべきです。

Q3： 家族が被害届を出して自治体が事実確認を実施する前に警察が当該職員を逮捕した場合、自治体としてはどのように対応すればよいか。

A3： 自治体による事実確認実施前に、警察が犯罪捜査に乗り出した場合であっても、通報等に対して高齢者虐待防止法に基づき市町村がとるべき対応から免れるわけではありませんので、警察捜査の進展を待つことなく、独自に事実確認を進めることになります。

警察による調査は、当該職員等の処罰のために行われる犯罪捜査であるのに対し、自治体が行う事実確認は、高齢者の権利利益の擁護が目的であり、再発防止等施設・事業所における適切なケアを確保したり、老人福祉法及び介護保険法に基づく行政処分等の権限を適切に行使したりするために行われるものであって、両者は目的が異なるからです。（Q&A p3 「虐待と犯罪の関係」参照）

Q4： 事実確認において高齢者の傷やアザの状態などを写真撮影する必要がある時に、本人の同意を得ることが困難な場合はどのように対応したらよいか。

A4： 写真撮影の場合には、基本的に本人の同意が必要です。

利用者自身が撮影をされることの意味を理解できる状況でなければ同意を得たとはいえませんが、撮影されることについて同意をする能力は、必ずしも財産を管理する能力と同じではないので、高齢者本人が認知症だから同意を得られないとは限りません。可能であれば説明をして下さい。

また、身体の傷痕等は時間が経つと消えてしまうため、虐待の事実確認をし、高齢者を保護するためには、本人の同意を得ることが困難な状況であっても、撮影が必要な場合があります。そのような場合には、撮影した画像を虐待の事実確認のためにのみ用いるのであれば、正当な目的の下で手段も相当であるとして、本人の同意を得ない撮影であっても、必ずしも違法とはなりません。高齢者の保護の観点から状況に応じた適切な対応を検討し、同意を得るのが困難であった状況を記録として残しておくことなどに留意してください。

Q5: 隠し撮り映像による匿名の通報が寄せられた。市町村としてどのように対応したらよいか。

A5: 誰でも他人から無断で写真を撮られたり、公表されたり利用されたりしないように主張できる権利を有しています。施設の中は利用者が生活をする場所ですから、隠し撮りのビデオカメラを設置して無断で撮影をすることは映っている人の肖像権・プライバシー権を侵害することになります。

しかしながら、養介護施設・事業所内での高齢者への虐待は、後にこれを証明することが容易ではなく、また高齢者自身が判断能力の低下や虐待者等へのおそれから虐待を受けたことを説明することが困難な場合もあります。そのため、本人の同意を得ていない場合であっても、虐待の事実を証明する手段として撮影し、高齢者の保護のために限定された範囲で利用するのであれば、正当な目的の下で手段も相当であるとして、肖像権・プライバシー権の侵害が直ちに違法となるとは言えないでしょう。

隠し撮りした映像による匿名の通報の場合でも、市町村としては事実確認を行うことが必要です。ビデオカメラによる撮影は重要な証拠ですが、そのみを根拠とするのではなく、施設への事実確認に基づいて虐待の有無を判断し、対応を行うことが必要です。

Q6: 養介護施設・事業所の方針で、虐待を行った疑いのある職員をそのまま勤務させている場合、市町村はどのように対応したらよいか。

A6: 養介護施設・事業所は、同施設・事業所の従事者に虐待の疑いがある場合、虐待の有無、その内容、緊急性の有無を早期に判断した上で、当該従事者に対する処遇を決定する必要がありますが、市町村・都道府県は、当該養介護施設・事業所のなした処分や処分をしないことについて、その適否を判断する権限自体はありません。もし、当該従事者による虐待が認定されたにもかかわらず、当該養介護施設・事業所が虐待を受けた高齢者の被害回復や再発防止のための対応を何らとることなく、その結果当該従事者が従前と同様の勤務を継続している場合には、老人福祉法や介護保険法に基づく権限行使として、養介護施設・事業所に対して適切な対応を求める指導を行うことができるにとどまります。

なお、虐待の有無を判断するに至らない段階における当該従事者への対応については、同施設・事業所の判断に委ねられると考えられますが、虐待の有無、その程度の判断に至るまでの間のみ同従事者を、介護行為以外、たとえば事務の職務に当てる方法を取るなどする方法も考えられます。

Q7: 事実確認が1回で終わらずに2回目の調査に入った際、虐待を受けた高齢者が同一法人の他県の施設に移動したと言われた。当該高齢者への事実確認を打ち切ってよいか。

A7: 当該高齢者の安全確保を行うことが事実確認の最優先項目ですので、転居先施設を聞き取り、当該施設が所在する市町村・都道府県に協力を依頼する方法なども含め、事実確認を継続することが必要です。

また、あわせて、他の高齢者に同様の事案がないか確認するなど、当該施設における介護が適切に提供されているか、確認を行います。

事実確認に関するQ&A

Q8： 生活保護受給者がいるいわゆる貧困ビジネス等の事業所（有料老人ホームに該当しない）での虐待通報があった場合に、生活保護法による立入検査等は可能か。

A8： 生活保護法第 28 条の規定により、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者（現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にあるもの）について居住の場所に立ち入ることができます。また、この場合、要保護者の同意は不要と解されています。

したがって、有料老人ホームに該当しないいわゆる貧困ビジネス等の事業所で生活している要保護者に関する虐待通報があった場合に、保護の実施者として、本人の状況確認のため調査し、本人の安全確保について必要な対応（同法第 25 条：保護の変更、同法第 28 条：検診命令等）を行うこととなります。

しかし、これは、保護の適正実施に向けて、あくまで要保護者の生活状況を把握するための立入調査です。また、福祉監査部署においては、社会福祉法等に基づく社会福祉事業としての設置根拠がない事業所においては、福祉監査の対象にならないので、保護の実施者としては事業所等に対して改善指導等を行う権限はないことに注意が必要です。

調査結果に対する養介護施設・事業所からの要求等に関するQ&A

Q1： 調査の結果虐待が認められなかった場合に、養介護施設・事業所から「調査結果を説明するように」と求められたが、どこまで説明する必要があるか。また、養介護施設・事業所に謝罪したり、損害賠償に応じたりする必要はあるか。

A1： 養介護施設・事業所から調査結果の説明を求められても、説明する義務はありません。ただし、調査にあたり、報告徴収を求めたり、立入検査を行ったりする場合などに結果すら説明しないのでは、養介護施設・事業所側の自治体に対する不信感にもつながりかねませんから、通報者等の特定が出来ないように注意をしながら、一定の説明を行うことが望ましいと思われます。

養介護施設・事業所から謝罪要求があっても、謝罪する必要はありません。通報等を受けた場合、市町村や都道府県は第 24 条により諸権限を適切に行使しなければならず、その前提として虐待の有無について調査を実施する必要があります。法に従って調査を行ったのですから、そのことを施設・事業所に対して説明し、謝罪する必要のないことを理解してもらうことが重要です。

同じような理由で、損害賠償責任も発生しません。適法になされた調査について、国家賠償法第 1 条に基づく責任が発生するはずがないのです。養介護施設・事業所の理解を求めるしかありませんが、理解を得られずに訴訟提起をされるなら、厳正に対処します。

養介護施設・事業所が情報公開条例または個人情報保護条例に基づいて情報の開示を求めてくることも考えられます。しかし、虐待の有無の調査に関する情報中、通報者等が特定できるような情報は、法令により公にすることができないと認められる情報に該当します。また、被虐待者等の個人情報が多く含まれているので、開示すべき部分は一部にとどまると考えられます。個人情報保護条例に基づく開示請求の場合も、被虐待者等の個人情報が多く含まれるため、適用除外事項に該当する部分がほとんどになると思われます。さらに、その後の虐待対応における権限行使が困難になることが考えられるため、自治体の条例で定められている開示要件に該当していない場合は開示請求に応じる必要はありません。